○近畿地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字野上四三番一から同町大字多賀小字鐘付一〇番一まで	前	一七・九四～五九・八八メートル
	後	一二・二〇～三九・三二メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字野上四三番一から同町大字多賀小字鐘付一〇番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市横田町一三七二番三から天理市二階堂北菅田町三三番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橿原市観音寺町五三二番一から御所市大字條九〇番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第九十四号綴喜都市計画道路事業

三・三・二十四号内里高野道線

三　事業施行期間　自平成十九年七月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　高速自動車国道

路線名　中国横断自動車道尾道松江線

(二) (三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳山一一一四二番一から同町大字別迫字大沢一〇九〇七番一まで	前	二二・五〇～一三二・八五メートル
	後	二二・五〇～一三二・七四メートル
三次市甲奴町小童字表坪一三四六九番一から同市吉舎町矢井字塩ヶ崎三〇二番一まで	前	二一・〇〇～二一三・四九キロメートル
	後	二一・〇〇～二〇九・三二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所並びに同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中国横断自動車道尾道松江線	広島県世羅郡世羅町大字川尻字友広一八五番九から三次市吉舎町矢井字塩ヶ崎三〇二番一まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所並びに同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十二日十七時

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	防府市大字台道字中内山五〇番三から同市大字台道字五島七〇四三番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十日

○四国地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号